

フロン排出抑制法改正について

〇はじめに

代替フロンはオゾン層は破壊しませんが、二酸化炭素の100~10,000倍以上の温室効果ガスです。フロンが冷媒として充填されている業務用冷凍空調器は適正な管理が必要で、平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が制定されました。しかしフロン類の回収率低迷や、機器使用時のフロン類の漏えい問題が明らかとなり、平成27年4月に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に変更となりました。さらに機器廃棄時の回収率が4割弱と低迷しているため、令和2年4月1日から改正法が施行されています。

機器を廃棄の際フロン類を回収しないと罰金が科せられます！

●業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器(第一種特定製品)の管理者に対する主な改正点

概要	詳細	関連する条項
引取証明の交付	フロン類が回収された後の機器の処分を依頼する際には、引取証明書の写しを交付することが義務付けられる	第45条の2
フロン類回収に関する罰則強化	フロン類を回収しないまま機器を廃棄した場合、行政指導などを経ることなく、50万円以下の罰金が科される	第41条、 第104条第1項第2号
書類の不交付・不備に関する罰則強化	フロン類の回収依頼書・委託確認書・引取証明書の写しを交付しなかった場合、または回収依頼書・委託確認書について、記載不備や虚偽記載があった場合、30万円以下の罰金が科される	第43条第1項第2項、 第45条の2第1項第2項、 第105条第1項第2号、第5号
書類の保存義務違反に関する罰則強化	フロン類の回収依頼書の写し、委託確認書の写し、引取証明書を保存しなかった場合、30万円以下の罰金が科される	第43条第3項、 第45条第3項、 第105条第1項第3号、第4号

●廃棄物・リサイクル業者に対する主な改正点

概要	詳細	関連する条項
機器引取時の罰則強化	フロン類の回収が出来ない機器を引き取った場合、50万円以下の罰金が科される	第45条の2第4項、 第104条第1項第3号
書類の保存義務違反に関する罰則強化	引取証明書の写しを保存しなかった場合、30万円以下の罰金が科される	第45条の2第3項、 第105条第1項第6号

○排出量の現状

代替フロンHFCs（ハイドロフルオロカーボン類）の排出量は近年増加傾向にあり、特にエアコン等の冷媒用途における排出量が**全体の9割以上**を占めています。（2019年度全体排出量 50.4百万トン）

○近年の代替フロンについての対策・施策

①製造・輸入の面から

2019年1月1日に「オゾン層保護法（2018年改正）」が施行されています。
これにより、**代替フロンの製造・輸入が規制**されています。

②フロン使用製品の面から

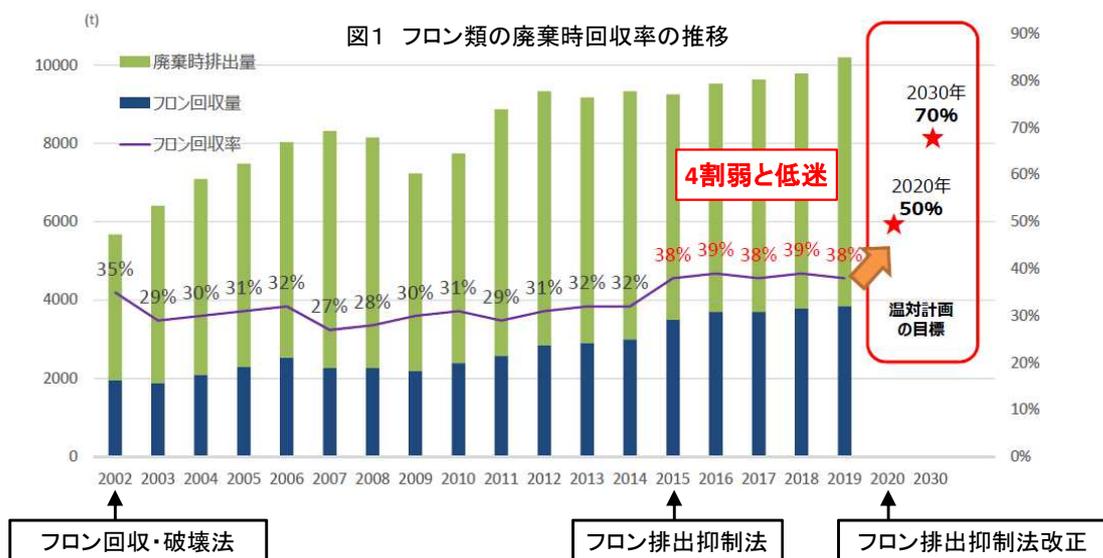
代替フロンに代わる温室効果の小さい「**グリーン冷媒**」の技術開発が進められています。
・経済産業省の役割：グリーン冷媒への転換を進めるために必要な技術の開発支援
・環境省の役割：コストなどの課題を有する分野での導入支援

③漏えい防止の面から

フロンの漏えい量の**約7割は業務用冷凍空調器の使用時**に発生しています。
主な要因は機器内部の接合部や配管の接合部に起因するものと推察されています。
各メーカーでは冷媒漏えいの早期検知に遠隔監視システムの活用を進めています。
（漏えい検知システムの基準について現在、業界団体にて検討中）

④回収・破壊・再生の面から

機器廃棄時のフロン回収率はフロン回収・破壊法のもとで約10年は3割程度、
フロン排出抑制法以降も**4割弱**に止まっています。（図1）
フロン回収率向上のために、**フロン排出抑制法が改正**されました。



※出典：環境省・経済産業省 代替フロン等4ガスの削減対策 より抜粋

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/chikyu_kankyo/ondanka_wg/pdf/004_04_03.pdf